

**社会的距離の確保緩和以降の学事運営及び遠隔授業の品質向上に関する「教育部  
－市道監協議会懇談」の主要協議及び決定事項**  
(9月15日付教育部報道資料(仮訳))

- ◇ 首都圏の社会的距離の確保の段階が第2段階に緩和されたことに伴い、**9月21日(月)から10月11日(日)まで、首都圏を含む全国の幼稚園、学校、中学校の登校者数を1/3以内、高校を2/3以内にして授業を実施**
- ◇ 遠隔授業の期間中、全てのクラスでライブ朝礼・終礼の実施、児童生徒とのデュアルコミュニケーションの授業時間の漸進的な拡大、週1回以上、児童生徒、保護者と相談するなど遠隔授業の質向上と教師、児童生徒間のコミュニケーション強化を推進
  
- 教育部(兪銀恵(ユ・ウネ)副総理兼教育部長官)と全国市道教育監協議会(会長チェ・キョジン世宗特別自治市教育監、以下「協議会」という)は、9月14日(月)、圓光大学校(全羅北道・益山市)で懇談会を開き、「首都圏における社会的距離の確保が第2段階に緩和されたことに伴う幼稚園、小中高等学校の学事運営案」と「遠隔授業のクォリティー向上及び教師－児童生徒間のコミュニケーション強化案」について協議した。

**【首都圏の社会的距離の確保の段階緩和に伴う学事運営方策】**

- 教育部と協議会は、首都圏地域の社会的距離の確保の段階が第2段階に緩和(2.5→2段階)されたことにより、**9月21日(月)から全国の幼稚園及び小、中、高等学校で登校授業を再開することにした。**
- 但し、感染拡大を防ぐための先制的、予防的措置として、**秋夕(チュソク)連休の特別防疫期間(9月28日～10月11日)までは、首都圏地域に「強化された学校の密集度最小化措置」を適用し、幼稚園及び小、中学校は1/3以内、高等学校は2/3以内の維持を原則として登校授業を実施することにした。**
- **非首都圏地域も、10月11日(日)まで「強化された密集度最小措置」の適用を原則とするが、地域の環境に応じて学校密集度を一部調整できるようにした。**  
※但し、地域の環境に合わせて学校密集度を調整する場合は教育部との協議を経て調整
  
- 但し、特殊学校、小規模学校(60人以下)、農山漁村学校(\*)、基礎学力が不足している児童生徒や中途入国した児童生徒、トルボム(当館注:日本の放課後児童クラブに相当)関連の登校方針は従来どおり維持する。  
\* 島嶼僻地(離島・へき地)教育振興法施行規則別表において明示された学校

### 【遠隔授業の質向上および 教師－児童生徒間のコミュニケーション強化案】

- 教育部と協議会は、遠隔授業の運営方式に関連して、教師のより格別な関心と愛、相互作用に対する児童生徒、保護者の要求が高まっている状況に応じて、
  - 遠隔授業のクォリティーを高めるとともに、教師－児童生徒間のコミュニケーションを強化するため、共に努力することで意見がまとまった。
  
- このため、まずは、遠隔授業期間中に全てのクラスでライブ朝礼、終礼を運営する。
  - 教師はライブ映像プログラム\*又はソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)などを活用し、児童生徒の出欠や健康状態を確認し、当日の遠隔授業内容の概要などをテーマにコミュニケーションを取る。
    - \* 映像基盤プログラム(プラットフォーム又は学習プラットフォーム)で提供するグループチャットルームなど
  - やむを得ず未参加の児童生徒に対しては、電話又は個別のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)などを通じて朝礼・終礼の内容を伝え、特異事項を把握する。
  
- また、遠隔授業運営時に、児童生徒とデュアルコミュニケーションする時間を漸進的に拡大することにした。
  - ライブデュアル映像授業の他にも、コンテンツを活用した授業中にライブチャットなどを通じて児童生徒にフィードバックする授業も含め、教師－児童生徒間とのコミュニケーションを持続的に行うようにする予定だ。
    - ※ 週1回以上のライブデュアル授業、デュアルフィードバックの実施等
  - 遠隔授業の場合、1時限当たり、小学校 40 分、中学校 45 分、高校 50 分の教育活動が運営されるよう留意することも併せて要請した。
    - \* 遠隔授業の類型により、課題の遂行とフィードバックの時間、ライブデュアル映像授業の準備時間などを含め、授業時間を柔軟に運営
  
- また、遠隔授業が1週間続く場合は、教師が週1回以上、電話や個別ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)などを通じて児童生徒、保護者と相談するようにする。
  - 幼稚園および小1～2年生を対象に教育放送(EBS)や学習・遊びの束などを活用して遠隔授業を行う際にも、電話などを活用して児童生徒、保護者との相談を活性化する。
  
- 教育部は、8月11日(火)に「教育セーフティネット強化案」で発表したとおり、教師たちが遠隔授業を準備できるよう、
  - 公共学習管理システム(LMS)機能を段階的に高度化し、教室内の無線インターネット(Wi-fi)環境を構築し、約20万台の老朽機材交換及び支援をより早急に推進することとした。
  - また、遠隔授業に対する保護者の不安、心配などを解消するため、遠隔授業時の自己主導

的学習及び集中力維持の方法、家族間のきずな形成やポジティブな対話方法など、子どもの教育に役立つ情報を提供することにした。

- 教育部と協議会は教員、児童生徒、保護者を対象に遠隔授業に対するアンケート調査\*を行い、更なる改善が必要な事項を継続して探すこととした。
  - \* (教員)教育行政情報システム(NEIS)を活用したアンケート調査、(児童生徒・保護者)ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を通じたアンケート調査

#### 【教育セーフティネット現場定着支援】

- 他方、教育部と協議会は、学習格差を解消するために8月11日(火)に発表した「教育セーフティネット強化案」が、学校現場において児童生徒、保護者がより体感できるようきめ細かく管理していくこととした。
- 首都圏地域の社会的距離の確保の段階が第2段階に緩和(2.5→2段階)されたことに伴い、徹底した学校防疫を通じて安心して登校授業を再開し、主席教師、(予備)教師、期間制教員など学校の人員を総動員し、児童生徒にオーダーメイド型学習指導を行う。
- 協力授業を中心に基礎学力診断と学習指導を専担するための基礎学力集中支援担当教員を確保できるよう引き続き協議し、
  - ※ (例)一つの授業に2名の正規教員を配置する協力授業(ソウル、大田、全北)、所属学校、巡回学校で初期の読解力及び遂行力の指導、支援を行う専担教師制を運営(全南)
- 学校現場の教師の防疫負担も減らし、学習格差を解消するための遠隔学習ヘルパーとして活躍できるよう、「学校防疫支援人材」を1学期分の水準(約4万名)を確保できるよう努めることとした。

#### 【原文URL】

<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&boardSeq=81928&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=020402&opType=N>